

平成29年度 検討概要

①小規模非木造施設の木造化検討

- ・検討項目：重荷重、塩害、薬品・水、気密性、積雪

非木造理由に応じた検討すべき事項等の整理

②木造耐火建築物の調査検討

(1) 中規模モデル庁舎の試設計

- ・中規模耐火木造建築物の軸組構法による試設計
 建物概要：木造4階建 耐火建築物(メンブレン工法)
 延べ面積 約3,000㎡

中規模耐火官庁施設のモデルプラン、概算等(継続検討)

(2) 小規模施設のコスト確認

- ・木造耐火官庁施設を非耐火仕様にした場合とコスト比較

小規模官庁施設における耐火と非耐火のコスト差

③中規模CLT建築物の調査検討

- ・中規模耐火木造建築物のCLTパネル工法による試設計
 建物概要：木造4階建 耐火建築物(メンブレン工法)
 延べ面積 約3,000㎡

中規模CLTモデル庁舎のモデルプラン、概算等(継続検討)

④新たな木質部材に関する調査

- ・調査部材：接着重ね材、CLT、LVL・LVB、WOOD、ALC、一般流通材

新たな木質部材を活用した事例集

平成30年度 検討概要(案)

- ・H29モデルプランを踏まえ、中規模耐火木造建築物の合理的な整備手法に関する更なる検討を実施

【検討事項(案)】

- ・コストの観点から他の仕様との比較検討(階高縮減の工夫、部材の変更等)
- ・使い勝手の観点から他の仕様との比較検討(大空間の確保、木の現し等)
- ・取り合い部詳細の更なる検討 等

平成 29 年度 国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」

1. 概要

- 平成 27 年度から、公共建築の施設整備等を担当する職員を対象とした「木材利用推進研修」を国土交通大学校において開講している。
- 平成 29 年度の当該研修については、42 名の参加応募があった。(平成 28 年度 35 名)

2. 内容

(1) 期間

平成 29 年 2 月 28 日 (水) ~ 3 月 2 日 (金) 3 日間

(2) 平成 28 年度からの変更内容

特になし

(3) 時間割

裏面参照

(4) 応募結果

機関名	国土交通省	他省庁	地方公共団体	独立行政法人等	計
定員	18	12	9	1	40
応募	17	7	17	3	42

(5) 平成 30 年度の計画について

- ・研修期間を 3 日間から 4 日間にし、更にカリキュラムを充実する予定。
- ・研修時期を 2 月末から 2 月初旬に前倒しする予定。

時間割(平成29年度 専門課程 木材利用推進研修)

通常使用教室第 205教室

(敬称略)

月 ／ 日	曜 日	8:30		10:30		11:50		12:50		14:45		15:05		17:15	
		8:50		10:20		11:00		13:15		14:05		14:15		15:15	
2 ／ 28	水		9:00～ 入校式 9:20～ オリエンテーション 9:40～ ガイダンス	【講話】 国土交通省 大臣官房官 庁営繕部 整備課 木材利用推 進室長 村上 幸司	【木造公共建築物の 木材調達方法】 特定非営利活動法人 木の家だいすきの会 代表理事 鈴木 進		自 習	【建築基準法と構造計画設計】 静岡大学 大学院 農学領域 環境森林科学科 住環境構造学研究室 教授 安村 基	【建築基準法と耐火設計】 桜設計集団一級建築士事務所 代表 早稲田大学 理工学研究所 招聘研究員 安井 昇						
3 ／ 1	木	自 習	【木造建築物の施工管理】 山佐木材株式会社 常務取締役 技術本部長 塩崎 征男	【木造計画・設計基準と公共建築木 造工事標準仕様書】 国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 木造調査係長 柏崎 高志		自 習	【木材及び木質系材料の特性】 東京大学 大学院農学生命科学研究科 生物材料学専攻 木質材料学研究室 講師 青木 謙治	【木造設計事例】 建築家 (株)手塚建築研究所 代表取締役 東京都市大学 教授 手塚 貴晴							
3 ／ 2	金	自 習	【木造建築技術に関する最近の動 向(新材料・新構法)】 東京都市大学 工学部 建築学科 教授 大橋 好光	【木造建築 技術に関 する最近 の動向(新 材料・新構 法)】 (作業)	【CLT工法について】 (一社)日本CLT協会 業務推進部 次長 有賀 康治	自 習	【木造建築物の企画・計画等】 東京都市大学 工学部 建築学科 教授 大橋 好光 国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 課長補佐 吉原 洋 木造企画係長 梅澤 聖	～15:45 修了レポート アンケート 提出 16:00～ 修了式							

公共建築木造工事標準仕様書の改定について

■ 目的

- 公共建築木造工事標準仕様書（以下「木造標準仕様書」という。）は、公共工事標準請負契約約款に準拠した契約書により発注される公共建築木造工事において使用する材料、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものであり、当該工事請負契約における契約図書のひとつとして使用されるものです。木造標準仕様書の適用により、建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的としています。

■ 位置づけ

- 木造標準仕様書は、各府省庁が官庁営繕事業を実施するための「統一基準」として位置づけられています。

■ 適用範囲等

- 木造標準仕様書は、低層小規模事務庁舎の木造建築物（建築基準法施行令第1条第三号に規定する構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く。）の全部又は一部に木材を用いる建築物をいう。）の新築及び増築に係る公共建築工事への適用を想定して作成されています。また、全国で実施される公共建築工事において木造建築物に必要な品質及び性能を確保するため、木造標準仕様書に規定する材料、工法等については、主に次の内容を考慮しています。

- ・ 規格が統一化又は標準化されていること。
- ・ 信頼性及び耐久性を有し、安全性及び環境保全性が確保されていること。
- ・ 地域的に偏在したものでなく、全国的な市場性があること。
- ・ 特許等に関連するもの又は特定の企業等に限定されるものではないこと。
- ・ 適切な実績があること。

なお、木造標準仕様書に規定する材料、工法等以外のものを適用する場合には、当該材料、工法等を特記することとなります。

「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」 の改正について

- 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき主務大臣（農林水産大臣、国土交通大臣）が策定する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日）について、CLT（直交集成板）に関する告示や関係法令等（※ 1）を踏まえて改正。（平成 29 年 6 月 16 日告示予定）

※ 1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の施行等

【改正の主なポイント】

- 公共建築物の整備に当たっては、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材について活用を促進する旨を規定。
- 公共建築物に利用される木材を供給する林業従事者、木材製造業者等は、合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図る旨を規定。
- 国は、木材利用の促進に資する有益な情報や優良事例等を取りまとめ、地方公共団体に対して共有する旨を規定。

【その他】

- 基本方針の改正内容を踏まえ、同日付で「国土交通省公共建築物木材利用計画」を一部改定（※ 2）。

※ 2 CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材について活用を促進する旨を規定

公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 新旧対照表

変更後	変更前
<p>第1 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向</p> <p>1 公共建築物における木材の利用の促進の意義</p> <p>(1) 木材の利用の促進の意義</p> <p>森林は、国土の保全、水源の^{かん}涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。</p> <p>しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。</p> <p>このような現状において、国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。</p> <p>また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材である。<u>加えて、近年、新たな木質部材に関する技術開発の進展も見られ、建築物における木材の利用について、新たな可能性も拡がりつつある。</u></p> <p>このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の</p>	<p>第1 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向</p> <p>1 公共建築物における木材の利用の促進の意義</p> <p>(1) 木材の利用の促進の意義</p> <p>森林は、国土の保全、水源の^{かん}養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。</p> <p>しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。</p> <p>このような現状において、国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。</p> <p>また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材である。</p> <p>このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の</p>

蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進の効果

公共建築物については、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっていることから、木材の利用の拡大を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できる。

また、公共建築物は、広く国民一般の利用に供されるものであることから、木材の利用の促進を通じ、これら公共建築物を利用する多くの国民に対して、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。とりわけ、国及び地方公共団体が、その整備する公共建築物において、新たな木質部材を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について国民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、1の公共建築物における木材の利用の促進の意義を踏まえ、非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における木材の利用の促進を図るものとする。

(1) 国の取組

国は、法第3条に規定する国の責務を踏まえ、自ら率先してその整備す

蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進の効果

公共建築物については、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっていることから、木材の利用の拡大を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できる。

また、公共建築物は、広く国民一般の利用に供されるものであることから、木材の利用の促進を通じ、これら公共建築物を利用する多くの国民に対して、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。とりわけ、国及び地方公共団体が、その整備する公共建築物における木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について国民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、1の公共建築物における木材の利用の促進の意義を踏まえ、非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における木材の利用の促進を図るものとする。

(1) 国の取組

国は、法第3条に規定する国の責務を踏まえ、自ら率先してその整備す

る公共建築物における木材の利用に努めるとともに、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するなど、公共建築物における木材の利用の促進を図る上で主導的な役割を果たすことが求められている。

このため、各省各庁の長は、法第7条第2項第4号に規定する公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「各省計画」という。）に基づき、率先して公共建築物における木材の利用に努めるとともに、相互に連携し、地方公共団体その他の関係者の協力も得つつ、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図るものとする。

また、国は、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、公共建築物の整備の用に供する木材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、地方公共団体、木材製造業者その他の関係者の協力を得つつ、当該木材の品質の確保や安定的な供給の確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

さらに、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法第7条第7項の規定に基づき、第3の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の本基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を毎年1回取りまとめるとともに、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表するものとする。

加えて、国は、各地域における木材の利用の促進に資する有益な情報や、木材の利用に関する優良事例等を取りまとめ、地方公共団体に対し共有するものとする。

これにより、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資することはもとより、公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進にもつなげていくものとする。

(2) 地方公共団体の役割

る公共建築物における木材の利用に努めるとともに、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するなど、公共建築物における木材の利用の促進を図る上で主導的な役割を果たすことが求められている。

このため、各省各庁の長は、法第7条第2項第4号に規定する公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「各省計画」という。）を速やかに作成し、率先して公共建築物における木材の利用に努めるとともに、相互に連携し、地方公共団体その他の関係者の協力も得つつ、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図るものとする。

また、国は、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、公共建築物の整備の用に供する木材が適切に供給されることが重要であることにかんがみ、地方公共団体、木材製造業者その他の関係者の協力を得つつ、当該木材の品質の確保や安定的な供給の確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

さらに、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法第7条第7項の規定に基づき、第3の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の本基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を毎年1回取りまとめるとともに、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表するものとする。

これにより、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資することはもとより、公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進にもつなげていくものとする。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該地方公共団体の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、地方公共団体は、積極的に法第8条に規定する都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）又は法第9条に規定する市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という。）を作成することが期待される。

また、地方公共団体は、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、都道府県方針又は市町村方針を作成した場合には、その公表に努めるとともに、当該方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を定期的に把握し、木材の利用の促進に向けた課題について分析を行った上で、その結果について積極的に明らかにするよう努めるものとする。

さらに、地方公共団体は、上記の分析結果や情勢の推移等により必要が生じたときは、都道府県方針又は市町村方針を変更するよう努めるものとする。

加えて、地方公共団体においては都道府県と市町村相互の連携を緊密にすることにより、例えば公共建築物を整備しようとする市町村に対し、都道府県が木材の調達について区域内の情報や木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(3) (略)

(4) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造

地方公共団体は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該地方公共団体の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、地方公共団体は、積極的に法第8条に規定する都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）又は法第9条に規定する市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という。）を作成することが期待される。

また、地方公共団体は、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、都道府県方針又は市町村方針を作成した場合には、その公表に努めるとともに、当該方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を積極的に明らかにするよう努めるものとする。

さらに、地方公共団体においては都道府県と市町村相互の連携を緊密にすることにより、例えば木材の調達について区域内の情報を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(3) (略)

(4) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造

林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国又は地方公共団体が講ずる関連施策に協力しつつ、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

(5) (略)

(注) この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 (略)

2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源として

林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国又は地方公共団体が講ずる関連施策に協力しつつ、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された木材（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第6条第2項第2号に規定する特定調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たす物品等）等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において木材を利用するに当たっては、グリーン購入法第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

(5) (略)

(注) この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 (略)

2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源として

の木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。また、建築物における木材の需要の拡大のため、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を努めるものとする。

さらに、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマス燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

このため、国及び地方公共団体は、第1の2の公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向を踏まえ、関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携の促進を図りつつ、法に基づく木材製造の高度化に関する計画の認定、公共建築物における木材の利用を担う設計者や木材の加工技術者その他の人材の育成、強度や耐火性に優れた木材や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発・普及、公共建築物の利用に適した木材の供給体制の整備、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供その他の施策の総合的な展開が図られるよう努めるものとする。

また、国及び地方公共団体は、カーボン・フットプリント（CFP）やライフサイクル・アセスメント（LCA）等を活用し、国産材その他の木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及、公共建築物における木材の利用がその利用者の心理面、情緒面及び健康面に及ぼす効果に関する調査研究等に努めるものとする。

なお、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、世界貿易機関（WTO）政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対

の木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマス燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

このため、国及び地方公共団体は、第1の2の公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向を踏まえ、関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携の促進を図りつつ、法に基づく木材製造の高度化に関する計画の認定、公共建築物における木材の利用を担う設計者や木材の加工技術者その他の人材の育成、強度や耐火性に優れた木材や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発・普及、公共建築物の利用に適した木材の供給体制の整備、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供その他の施策の総合的な展開が図られるよう努めるものとする。

また、国及び地方公共団体は、カーボン・フットプリント（CFP）やライフサイクル・アセスメント（LCA）等を活用し、国産材その他の木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及、公共建築物における木材の利用がその利用者の心理面、情緒面及び健康面に及ぼす効果に関する調査研究等に努めるものとする。

なお、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、世界貿易機関（WTO）政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対

する不必要な障害とならないように留意するものとする。

3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成12年の建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。

しかしながら、中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もあり、特に構造計画の面では、更なる技術的な知見の蓄積が必要な状況にある。

このため、公共建築物の整備においては、1の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

なお、平成26年6月4日に木造建築関連基準の見直しを含む建築基準法の一

する不必要な障害とならないように留意するものとする。

3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成12年の建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。

しかしながら、中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もあり、特に構造計画の面では、更なる技術的な知見の蓄積が必要な状況にある。

このため、公共建築物の整備においては、1の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

なお、建築基準法における3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メー

部を改正する法律（平成26年法律第54号）が公布され、平成27年6月1日に施行された。これにより、3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を促進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、近年進展の見られる木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木質耐火部材の活用等により木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

さらに、平成28年3月及び4月には、CLTに関する建築基準法に基づく告示（強度、一般的な設計方法等）が公布・施行され、これにより、一般的なCLTパネル工法による建築物については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で建築できるようになるとともに、CLT等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。これらを踏まえ、同工法の採用や部分的なCLTの活用により、木材の利用の促進の契機となることが期待される公共建築物についても、木造化を促進するものとする。

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、第2の3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するもの

トルを超える建築物に係る規制に関し、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）において、「耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。＜平成22年度中検討開始、結論を得次第措置＞」とされていることから、当該規制の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を促進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、第2の3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するもの

する。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

加えて、国は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

第5 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公共建築物における利用に適した木材、合法伐採木材等並びにCLT及び木質耐火部材等の新たな木質部材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

とする。

さらに、国は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

第5 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公共建築物における利用に適した木材及び合法性等が証明された木材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、国は、地方公共団体とも連携し、これら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の的確な運用をはじめとする必要な施策の着実な推進を図るものとする。

2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の内容は、以下の全てを満たすものとする。

(1) 木材製造の高度化の目標及び内容（公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模を含む。以下同じ。）

木材製造の高度化の目標については、当該木材製造の高度化に取り組む結果、公共建築物の整備の用に供する木材の供給の担い手として十分な能力を有することとなるよう、具体的に定められていること。

また、木材製造の高度化の内容については、公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設の整備その他の木材製造の高度化のために講ずる措置及び当該措置の実施体制について具体的に定められているとともに、当該措置について、年次計画が具体的に記載されたものであること。

なお、木材製造の高度化の内容は、以下を満たすものであること。

- ① 現有の施設・機械の活用を含め、公共建築物における利用に適した木材の適切な供給に必要な製造能力を有する種類及び規模の施設・機械の整備が図られるものであること。
- ② 森林の適正な整備を図る上で支障のない木材の確実な供給のため、原木の調達に当たって合法性等に係る証明の確認の徹底等が図られるものであること。
- ③ 木材製造の高度化に関する目標の達成に必要な知識又は技術を有する人材の確保等が図られるものであること。

また、国は、地方公共団体とも連携し、これら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の的確な運用をはじめとする必要な施策の着実な推進を図るものとする。

2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の内容は、以下のすべてを満たすものとする。

(1) 木材製造の高度化の目標及び内容（公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模を含む。以下同じ。）

木材製造の高度化の目標については、当該木材製造の高度化に取り組む結果、公共建築物の整備の用に供する木材の供給の担い手として十分な能力を有することとなるよう、具体的に定められていること。

また、木材製造の高度化の内容については、公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設の整備その他の木材製造の高度化のために講ずる措置及び当該措置の実施体制について具体的に定められているとともに、当該措置について、年次計画が具体的に記載されたものであること。

なお、木材製造の高度化の内容は、以下を満たすものであること。

- ① 現有の施設・機械の活用を含め、公共建築物における利用に適した木材の適切な供給に必要な製造能力を有する種類及び規模の施設・機械の整備が図られるものであること。
- ② 森林の適正な整備を図る上で支障のない木材の確実な供給のため、原木の調達に当たって合法性等に係る証明の確認の徹底等が図られるものであること。
- ③ 木材製造の高度化に関する目標の達成に必要な知識又は技術を有する人材の確保等が図られるものであること。

④ 建築基準法に基づくシックハウス対策等に係る建築材料に該当する木材を製造する場合にあっては、当該木材の製造に当たり、適切なシックハウス対策を講ずるために必要な施設の整備及び人材の確保等が図られるものであること。

(2) 木材製造の高度化の実施期間

5年以内であること。なお、木材製造の高度化の実施期間は、木材製造の高度化のために講ずる措置の全てを実施し、木材製造の高度化の目標を達成するのに要する期間とする。

(3) 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

木材製造の高度化のために講ずる措置の全てを実施するのに十分な資金が、当該措置を講じようとする時期（年次）に適切に調達できると見込まれるものであること。

3 (略)

第6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 (略)

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等

④ 建築基準法に基づくシックハウス対策等に係る建築材料に該当する木材を製造する場合にあっては、当該木材の製造に当たり、適切なシックハウス対策を講ずるために必要な施設の整備及び人材の確保等が図られるものであること。

(2) 木材製造の高度化の実施期間

5年以内であること。なお、木材製造の高度化の実施期間は、木材製造の高度化のために講ずる措置のすべてを実施し、木材製造の高度化の目標を達成するのに要する期間とする。

(3) 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

木材製造の高度化のために講ずる措置のすべてを実施するのに十分な資金が、当該措置を講じようとする時期（年次）に適切に調達できると見込まれるものであること。

3 (略)

第6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 (略)

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等

のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

加えて、公共建築物における木質バイオマス燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

3 公共建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

国は、公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、各省各庁間の円滑な連絡調整、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を行う関係省庁等連絡会議を設置する。

また、地方公共団体は、自ら整備する公共建築物における木材の利用の促進等のために、財政担当部局、事業担当部局、営繕担当部局、林業・木材産業担当部局、環境担当部局等の関係部局横断的な木材利用促進連絡会議を設置するよう努めるものとする。

のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

さらに、公共建築物における木質バイオマス燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

3 公共建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、各省各庁間の円滑な連絡調整、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を行う関係省庁等連絡会議を設置する。

新たな木質部材の活用に向けた取り組み状況

「CLTの普及に向けた新たなロードマップ」※ の実施状況について

※ 平成 29 年 1 月 26 日 CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議（第 5 回）決定

1. ロードマップについて

- 平成 3 6 年度までに年間 5 0 万 m³程度の生産体制を構築し、CLT 製品価格を半減し、施工コストを他工法並にすることを目標として、新たなロードマップを関係省庁にて策定したところ。

2. 官庁営繕に関する施策

- 新ロードマップには、関係省庁の施策に加え、以下の官庁営繕施策が盛り込まれた。
 - ・ 国の営繕基準への反映
 - ・ 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に CLT 活用を明記
 - ・ 公共建築物等への積極的な活用

官庁営繕施策においても、ロードマップに従って取組を進めており、引き続き、木材利用の促進の一環として、関係省庁と連携して CLT の活用に努めて参る。

CLTの普及に向けた新たなロードマップ～需要の一層の拡大を目指して～

CLT活用促進に関する
関係省庁連絡会議

目標	取組事項	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	目指す姿
CLTを用いた建築物の建築意欲を高める	CLTを用いた建築物に取り組みやすい環境を整備	一般的な設計・施工ノウハウを蓄積するためのCLTを活用した先導的建築や実験棟、実証的建築、性能検証等への支援				CLT人気の盛り上がりと定着
	先駆性の高いCLTを用いた建築物の周知による普及・啓発活動の実施	先駆性の高い建築物・製品の顕彰制度の創設・実施		引き続き実施		
CLTを用いた建築物の設計や施工ができる者を増やす	設計者・施工者が木造建築物について学べる環境を整備	中大規模建築物の木造化に意欲的に取り組む設計者・施工者を確保するための講習会・研修会等の実施				CLTを適材適所で自在に活用
	標準的な設計・施工に係る情報の共有	効率的な設計を可能とするCLTを用いた建築物の情報収集・整理	国の営繕基準への反映			
	設計業務の円滑化により新規事業者の参入を加速	設計や積算に必要な実務資料の整理	設計・積算ツールの検討・作成	更新・充実		
CLTを使い易くする	中高層建築物におけるCLTの利用が容易になるよう建築部材等の開発を促進	耐火性能の向上に向けた技術開発・国交大臣認定の取得（2時間耐火構造床・壁の開発等） 混構造建築物の設計・施工技術の開発	大臣認定仕様を普及させるための講習会等の実施			中高層建築に木が使われる時代の到来
	樹種に応じた基準強度やより幅広い層構成により合理的な設計を可能にする	追加の強度試験データを収集し、整理ができ次第、追加告示化		引き続き実施		
材料コストや建築コストを下げる	需給動向を踏まえつつ全国的な生産体制の構築	地方ブロックバランスを考慮した工場整備 CLT生産能力 H28：5万m ³ /年 → H29：6万m ³ /年 → H32：10万m ³ /年				CLTの普及が先進地の欧米並みに充実
	CLTの標準化による効率量産体制への移行	施工性・汎用性の高いパネルサイズ等の情報収集・整理	標準規格の検討・作成			
	まとまった需要を確保してコストを下げ、広く民間建築物等におけるCLTの需要を創出	「基本方針」※1にCLT活用を明記 公共建築物等への積極的な活用 ※2				

※1 「基本方針」とは、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

※2 需要創出の加速化に向けて、平成30年度までに各都道府県に少なくとも1棟を整備しつつ、身近なモデル施設の一層の整備に取り組む。

「官庁施設における木造耐火建築物の整備指針」フォローアップ

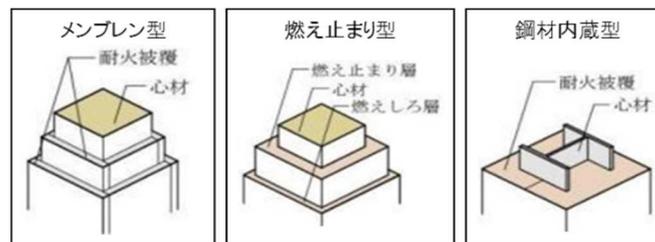
～平成 28 年における木質耐火構造部材の大臣認定取得状況～

1. 背景・目的

- 官庁営繕部では、木造耐火建築物について、官庁施設の有すべき性能水準を満たした上で、コスト低減にも配慮して整備する手法を「官庁施設における木造耐火建築物の整備指針」として平成 25 年 3 月にとりまとめた。
- 木造耐火建築物に係る技術開発のスピードが早いため、本指針の適用にあたっては、「本指針策定後の技術開発の状況等を考慮する必要がある」（第 1 章総則より）としている。
- そこで、今般、木質耐火構造部材の国土交通大臣認定の取得状況についてフォローアップを行った。（平成 25、26、27 年度に続き 4 回目。）

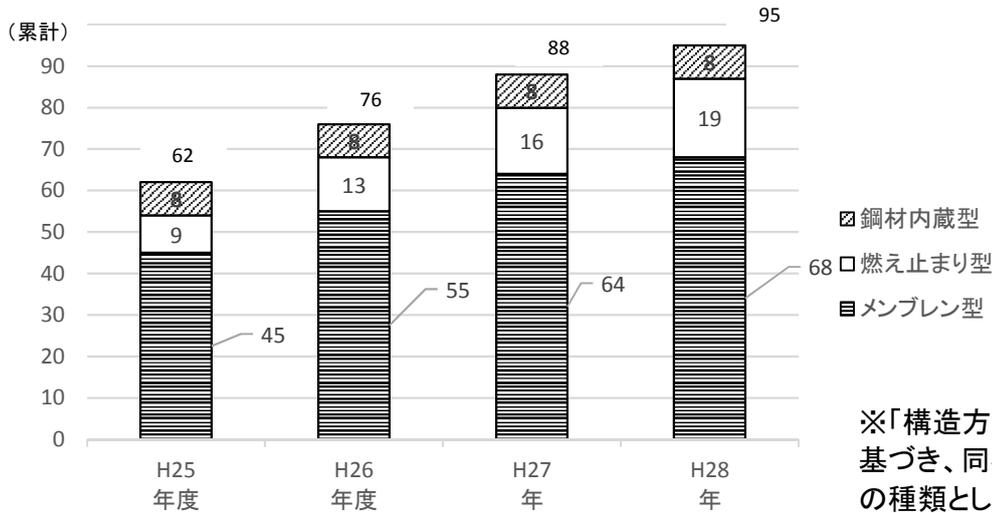
2. 概要

- 指針や昨年度フォローアップ資料に掲載した木質耐火構造部材に加えて、平成 28 年 1 月から 12 月に大臣認定を取得したものについて、認定部位（柱・はり等）や認定耐火時間、構成部材などにとりまとめた。
- とりまとめ結果は、認定部位及び工法（下図参照）別に整理している。



耐火構造として認定を取得した工法の種類

◆木質耐火構造部材の大臣認定取得状況



(以下、認定申請者の了解が得られた部材について記載。)

◆平成28年1～12月に新たに認定取得した木質耐火構造部材

(1)メンブレン型 (計4部材)

認定部位	認定時間	開発者	構成部材	
			心材	被覆材
柱	2時間	吉野石膏(株) + (一社)日本木造住宅産業協会	木材	強化せっこうボード
外壁	1時間	旭化成建材(株)	木材	強化せっこうボード + 断熱材 + 外装材
床	2時間	旭化成建材(株) + 山佐木材(株)	直交集成板	ALC板 + 強化せっこうボード・けい酸カルシウム板 + 強化せっこうボード
屋根	30分	(一社)全国LVL協会 + (株)キーテック	木材	合板、OSB、LVL等 + 断熱材 + 屋根葺き材等

(2)燃え止まり型 (計3部材)

認定部位	認定時間	開発者	構成部材		
			心材	燃え止まり層	燃えしろ層
柱	1時間	大成建設(株)	スギ集成材	薬剤処理スギ単板積層材被覆	高密度スギ板
はり	1時間	耐火木質ラーメン構造研究会	スギ構造用集成材	強化せっこうボード・難燃処理合板被覆	スギ集成材
はり	2時間	(株)シェルター	木材	強化せっこうボード	木材

(3)鋼材内蔵型

該当無し

平成28年度 公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

1. 木材利用の目標の達成に向けた取組の内容

- 公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議の開催（平成28年11月21日）
各省各庁に対して、木材利用の一層の推進を要請

2. 木材利用の目標の達成状況

目標：国が整備する低層の公共建築物

法令に基づく基準により耐火建築物等とすべき施設
災害応急対策活動施設等、木造以外の構造とすべき施設 } は除く

積極的に木造化を促進する**低層の公共建築物は原則木造化**

目標：国が整備する高層・低層の公共建築物の**内装等の木質化**を促進

（直接又は間接的に国民の目に触れる機会が多いと判断される部分）

整備及び使用実績	単位	26年度	27年度	28年度	対前年比
積極的に木造化を促進する低層(3階建て以下)の公共建築物等(新築等)	棟数(A)	93	104	97	93.3%
	延べ面積(m ²)	10,704	10,180	13,816	135.7%
うち 木造で整備 を行った公共建築物	棟数(B)	32	60	42	70.0%
	延べ面積(m²)	4,047	3,708	7,282	196.4%
	木造化率(B/A)	34.4%	57.7%	43.3%	75.1%
内装等の木質化を行った公共建築物	棟数	172	186	189	101.6%
木材の使用量	m ³	2,705	2,327	3,689	158.5%

木造化・内装等木質化の整備事例〔国土交通省分抜粋〕

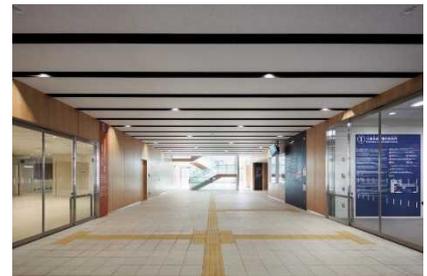
【木造化】
淀川河川公園背割堤地区
管理棟



【木造化】
道の駅「慈恩の滝くす」



【内装等の木質化】
世田谷地方合同庁舎
(玄関ホール壁)



3. その他〔国土交通省分抜粋〕

- 「木造計画・設計基準及び同資料」の改定（官庁営繕部）
- 「木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項(案)」の公表
(官庁営繕部)
- 「木材利用推進研修」の実施（官庁営繕部）
- CLTを用いた建築物の一般的な設計法の策定（住宅局）
(建築基準法に基づくCLTを用いた建築物の一般的な設計法に関する告示を公布・施行)
- 先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備に対する補助事業を実施（住宅局）

H28年度 官庁営繕部予算 木材利用実績写真

奈良地方気象台 自動車車庫(木造化)



奈良地方気象台 庁舎(木質化)



奈良地方気象台 自転車置場(木造化)



湘南海上保安署 庁舎(木質化)



世田谷地方合同庁舎 庁舎(木質化)



趣旨

- 官公庁施設の建設等に関する法律(官公法)は、庁舎の防火に関し、建築基準法より強化した規定を設定している。
- この点について、今般の総務省勧告において、『現在の技術水準等に照らして官公法の耐火建築物に係る規定の妥当性を検証し、その結果を踏まえ、木材利用の促進と安全性の確保との両立を図りつつ、用途等に応じた基準を規定するなどの見直しを検討すること』とされた。
- これらを踏まえ、一層の木材利用の促進に向けて取り組んでいくためにご意見を伺いたい。

森林の管理・活用に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

背景等

- 我が国の森林資源の中でも、人工林は、戦後に造成されたものが多く、人工林の約6割は今後10年間で50年生以上となり、本格的な木材利用が可能となる見込み
- しかし、我が国の森林の土地所有者は、小規模な者が多く、木材価格が下落している現状では、森林資源が十分活用されないおそれ
- 他方、昨今は住宅など従来の需要に加えて、公共建築物や木質バイオマス等への活用など新たな木材需要に拡大の動き

勧告日：平成29年7月4日

勧告先：農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

調査対象機関：7省（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省、財務省、厚生労働省）、17道府県、39市町村、関係団体等

主な調査結果

森林管理のための制度の適正な運用

- 森林の土地所有者届出
 - ✓ 未届者を把握していない市町村や、死亡届時等を活用した有効な制度案内を実施していない市町村あり
- 森林経営計画
 - ✓ 間伐の下限面積を下回っているなど認定要件を満たさない計画申請や、計画と異なる伐採をしたとしている事後届があるにもかかわらず、適切な対応をとっていない市町村あり
- 森林の公益的機能
 - ✓ 間伐等の実施が不十分な保安林を「要整備森林」として選定した後、森林所有者等に必要な働きかけを行っていない道府県あり

新たな木材需要の拡大の推進

- 公共建築物の木造化
 - ✓ 国の庁舎には建築基準法よりも厳格な耐火規制があるなどを理由として非木造とした例あり
- 合法木材製品の調達

【所見】

したがって、農林水産省及び国土交通省は、国が整備する公共建築物における木造化を一層促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。
(略)

- ② 耐火建築物に係る規定が建築基準法よりも厳格に定められている官公法について、現在の技術水準等に照らして、当該規定の妥当性を検証し、その結果を踏まえ、木材利用の促進と安全性の確保との両立を図りつつ、用途等に応じた基準を規定するなどの見直しを検討すること。(国土交通省)

主な勧告内容

(農林水産省)

- ① 市町村に対し、森林の土地所有者届出について、関係機関から所有者の異動情報を入手するなどして、未届者を把握するよう要請を行うとともに、死亡届時等に制度の周知を行うなどの効果的な周知方法を紹介
- ② 森林経営計画の認定要件を満たしているかを判定する優良なツールの導入を促進するとともに、市町村に対し、事後届において、計画とは異なる森林施業を実施したことが判明した場合は、その理由等を確実に確認するよう要請
- ③ 都道府県に対し、「要整備森林」選定後に必要な通知や勧告を行っていない例がないか点検させ、適切な対応を図るよう要請

(国土交通省)

国の庁舎に、建築基準法よりも厳格な耐火規制が定められている妥当性を検証し、その結果を踏まえ、見直しを検討

(環境省)

各道府県に対し、調達時に関し、購入法適合制による

背景・課題

(木造化の対象)

- ・ 「建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする」(公共建築物等木材利用促進法に基づく基本方針)

(官公法の耐火規定)

- ・ 官公法は建築基準法より厳しい耐火規定があるため、官庁施設は、木造化を促進する建築物の範囲が小さくなっている。
- ・ 総務省勧告では、「規定の妥当性を検証し、その結果を踏まえ、木材利用の促進と安全性の確保との両立を図りつつ、用途等に応じた基準を規定するなどの見直しを検討すること」とされた。

(官庁施設における木造耐火建築物の整備状況等)

- ・ 木造耐火建築物とすることにより、木材利用の促進と安全性の確保との両立は可能。
- ・ 木造耐火建築物の整備は基本方針による木造化の対象外であることやコスト面の課題等により、これまで1棟のみの整備に留まっている。推進には、厳しい経済財政状況等も踏まえながらも、より一層の環境整備等が必要。
- ・ 技術基準としては「官庁施設における木造耐火建築物の整備指針」(平成25年3月)を整備し、普及促進に努めている。

議論の方向性

官庁施設に求められる性能の確保を前提として、さらに官庁施設において木材の活用を進めるためにはどのような措置が考えられるか。